

愛知学院大学
法務支援センター

2019 年度
春学期
研修生出願手続要領

1. 出願期間

2019年2月12日（火）～ 2月26日（火）〔必着〕

* 郵送の場合は書留で送付して下さい。

出願受付日 土曜日・日曜日・祝日を除く
出願受付場所 法務支援センター事務室
(日進キャンパス 13号館 7F)
〒470-0195 愛知県日進市岩崎町阿良池 12
TEL 0561-73-1111 (内線 5105)

《注》

1. 2019年度秋学期以降も継続して研修生を希望される場合は半期毎に手続きが必要ですので、ご注意ください。

2. 出願書類

1. 研修生願書兼個別学習室利用申込書（別紙1）

3. 発 表

入学許可書を3月上旬に配付します。

4. 学納金（無料）

5. 個別学習室利用料（無料）

愛知学院大学法務支援センター研修生規程

2017年4月1日 制定

第1条 この規程は、愛知学院法務支援センター（以下「センター」という。）規程第4条第1項に定める法務研究科修了生の司法試験受験を希望する者の受け入れおよび取り扱いについて、この規定の定めるところによる。

第2条 研修生として出願できる者は、本学法務研究科の課程を修了し、司法試験に合格することが期待される者とする。

第3条 研修生の選考は、各学期の始めとする。ただし、特別の事情のある者はこの限りではない。

第4条 研修生を志願する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 研修生願書（本学所定のもの）
- (2) 写真（最近3月以内に撮影したもの1枚 縦4cm×横3cm）
- (3) その他センターが必要とする書類

第5条 研修生の受け入れは、センター運営委員会において選考の上、学長が許可する。

第6条 研修生の期間は、半期毎に更新し5年を限度とする。学納金については免除する。

第7条 研修生として受入れを許可された者は、所定の手続きをすることによって、研修生証およびキャンパス・パスの交付を受けることができる。

第8条 研修生は、その目的を達成するために、本学の施設および設備を利用することができる。

第9条 研修生は、センターが開講する講義、演習等を受講することができる。

第10条 研修生は、研修生用の個別学習室の利用を希望するときは、センターの定めるところにより、その旨の願書を提出し、センター運営委員会の許可を受けるものとする。個別学習室の利用料については免除する。

(別紙1)

2019年度 春学期 愛知学院大学法務支援センター

研修生願書兼個別学習室利用申込書

写真貼付欄
最近3ヶ月以内に
撮影したものを、
貼付して下さい。
(カラー写真)
縦4cm×横3cm

フリガナ		男 ・ 女	昭和 平成	年	月	日生	歳
氏名							
現住所	〒	—	自宅	〒	()	—	
			携帯	()		—	
メールアドレス※ (複数登録可能) 注) 添付ファイルが 送れるアドレスを① に記入してください	①					
	②					
	③					
緊急時連絡先	氏名(フリガナ) (続柄)						
	〒	—	自宅	〒	()	—	
			携帯	()		—	
個別学習室 利用希望	希望する			希望しない			

※ 今後の事務連絡等はメールにてお送りさせていただきますので必ずご記入下さい。

個人情報の取り扱いについて

個人情報保護法に基づき、出願においてお知らせいただいた氏名・住所その他の個人情報は、研修生に係る業務についてのみ使用します。上記業務以外の目的では一切使用いたしません。